

# 大宮双輪場のあり方に関する意見書

令和6年11月19日

埼玉県競輪事業検討委員会

# 目次

1.	はじめに	..... 1
2.	検討内容	..... 4
3.	検討方法	..... 5
4.	委員会の意見	..... 9
5.	おわりに	.....13
6.	検討の経緯	.....14
7.	付属資料	.....15

## 1. はじめに

---

本委員会は、令和3年度に設置され、県営競輪事業の活性化やイメージアップ、適正な包括民間委託などについて議論をし、競輪事業の今後の展開について検討をしてきた。

その上で、令和5年度からは、大宮スーパー・ボールパーク構想を踏まえた大宮双輪場のあり方についても計5回にわたって議論を進めてきた。まず、検討にあたり、県営競輪事業及び大宮双輪場の現在の状況等は以下のとおりである。

### (1) 県営競輪事業の売上等の状況

#### ①入場者数の状況（末尾にグラフ添付）

令和5年度の入場者数は、約11万人で、新型コロナウイルス感染症の5類への移行や新たに始めた入場料無料化の影響もあり、令和4年度と比較して約2万人増加している。

一方、県営競輪の売上のピークである平成3年度の入場者数（約112万人）と比較すると、令和5年度は約1/10の来場者数となっている。

#### ②売上の状況（末尾にグラフ添付）

令和5年度の売上は、約571億円で、好調なインターネット投票を背景に、令和4年度と比較して45億円増加している。

売上は、平成3年度の707億円をピークに減少傾向が続いていたが、平成26年度を底に反転し、近年は増加傾向である。さらに、令和4年度及び令和5年度は、オールスター競輪（GI）を開催したこともあり、平成9年度以来となる500億円の売上を突破した。

チャンネル別では、「電話・インターネット投票」が売上全体の79%を占めており、「本場」・「場外」の売上が前年度から減少する中、「電話・インターネット投票」は前年度比13.4%増と、鈍化しているものの引き続き高い伸び率となっている。

なお、売上のピークである平成3年度は、「本場」が売上全体の90%を占めており、時代の変遷とともに販売チャンネルが大きく変化している。

#### ③収益の状況（末尾にグラフ添付）

収益は、平成2年度の57.6億円をピークに減少傾向が続き、近年は2億円を下回る状況であったが、令和4年度から新たな包括業務委託契約を締結したことやオールスター競輪開催による売上増加などにより、県収益の条件が改善している。令和5年度の収益は6.8億円となり、2年連続で5億円を超える状況となっている。

一方、収益のピークである平成2年度（57.6億円）と比較すると、販売チャネ

ルの変化などから依然として収益は低くなっている。

## (2) 競輪事業の展望

県営競輪事業の売上は、平成3年度をピークにしばらく減少傾向が続いていたが、平成26年度を底とし、近年は増加傾向である。特にコロナ禍以降、インターネットを通じた売上が急増し、車券売上の約8割を占めている背景があり、この車券購入者は30代から40代が最も多く、インターネット売上の約半数を占めているといったデータもある。これは、モーニング競輪やミッドナイト競輪など早朝から深夜まで幅広い開催形態とすることで、競輪ファンの様々なライフスタイルに合わせた開催ができているものと思われる。

引き続き、現在の競輪ファンを確保しつつ、様々なアプローチをすることにより若年層を中心とした新規競輪ファンを獲得することで、長期間においても安定的に競輪事業で収益を上げることが可能であると考えられる。

## (3) 大宮双輪場の施設状況など

大宮双輪場は、昭和14年に日本初の自転車競技場として完成し、昭和24年に東日本初の競輪場として開設している。以前は陸上競技場としても使用されていたが平成5年に陸上競技場登録が廃止されている。

施設は大宮第一公園に所在している。所有は埼玉県であり、県営競技事務所から公園施設を管理する県都市整備部へ使用料を支出している。

施設建築物の状況は、最も古いもので昭和34年に竣工、最も新しいもので平成7年竣工と老朽化が進んでいる。また、外壁の剥がれや雨漏りなどが散見され、定期的な補修工事が必要な状況となっている。

収容人数は37,000人と非常に大規模な双輪場であるが、近年の入場者数の減少などから使用していない建物があり、過剰なものとなっている。

なお、照明設備を有しておらず、実施可能な開催形態は昼間とモーニングのみであるため、本場開催日数は年間50日程度と、西武園競輪場の年間70日程度に比べて少なくなっている。

一方、西武園競輪場も直近の大規模改修から約30年が経過しており、今後の維持管理・運営が検討課題となることが想定される。

## (4) 県議会からの附帯決議

令和5年2月定例会において、令和5年度当初予算に対する以下の附帯決議がなされている。

<附帯決議内容>

大宮公園陸上競技場兼双輪場については、老朽化により陸上競技場としての機能は既に喪失しているとともに今後のコスト増大が明らかであり、大宮スーパー・ボールパーク構想の阻害要因となっている。大宮公園陸上競技場兼双輪場の使用期限を明確にするとともに、民間資金・ノウハウを活用した施設整備を前提に検討し、それらを活用できない場合は一場体制も視野に期限を決めて検討すること。

## 2. 検討内容

---

大宮双輪場のあり方については、

- ①現在の大宮双輪場の継続使用、
- ②現在地（大宮第一公園内）で県による建替え、
- ③現在地（大宮第一公園内）で民間活用による建替え、
- ④他の場所（移転）で県による建替え、
- ⑤他の場所（移転）で民間活用による建替え
- ⑥廃止し西武園競輪場の一場体制、

が考えられるが、「①現在の大宮双輪場の継続使用」は更なる老朽化が懸念され、たとえ修繕を継続した場合も長期にわたる使用は困難と考えられることから、今後のあり方としては、②から⑥が想定される。

このような中、本委員会では、今後策定が予定される大宮スーパー・ボールパーク基本計画に反映させるため、大宮双輪場について「存続（建替え）」か「廃止（西武園一場体制）」か、存続（建替え）する場合には、「現在地（大宮第一公園内）」か「他の場所（移転）」かをパターンに分けて検討した。

なお、存続（建替え）する場合の「整備主体」や「整備手法」等は、大宮スーパー・ボールパーク構想における施設整備の総合的な議論の中で検討することが望ましいことから、現時点では検討の範囲外としている。

### 3. 検討方法

---

本委員会では、大宮双輪場のあり方について「(1) パターンごとのメリット・デメリットの整理」、「(2) パターンごとのライフ・サイクル・コストの確認」、「(3) 関係者への意見聴取」の3つの手法で検討を行った。

#### (1) パターンごとのメリット・デメリットの整理 (末尾に詳細添付)

##### ①存続 (建替え)・現在地 (大宮第一公園内) の場合

<主なメリット>

- ・ 2場体制により高い売上・収益が実現できる。
- ・ 計画的かつ早期の再整備が可能となる。
- ・ 多目的施設としてカフェ・レストラン・ジムなどを併設することで公園自体の魅力向上に寄与できる。

<主なデメリット>

- ・ 大宮スーパー・ボールパーク構想との関連性により整備に制約が生じる可能性がある。
- ・ 競輪専用の施設では公園施設として認められず、都市公園法に適合する施設とする必要がある。

##### ②存続 (建替え)・他の場所 (移転) の場合

<主なメリット>

- ・ 2場体制により高い売上・収益が実現できる。
- ・ 移転地によっては施設の規模等への制約がなく競輪専用施設での整備ができる可能性がある。

<主なデメリット>

- ・ 移転には国の許可が必要で、そのプロセスとして公聴会での意見聴取等があり事業実施まで時間を要する懸念がある。
- ・ 候補地の周辺住民の理解を得るのに時間を要する懸念がある。
- ・ 適切な移転地の確保には時間を要し、再整備が進まない (最悪中止) 懸念がある。

##### ③廃止 (西武園一場体制) の場合

<主なメリット>

- ・ 大宮双輪場再整備に係る費用が不要となる。

<主なデメリット>

- ・ 2 場体制に比べ、売上・収益が大きく減少し一般会計への繰出に影響がある。
- ・ 施設所有者の経営判断により県営競輪事業の継続が左右される懸念がある。

(2) パターンごとのライフ・サイクル・コストの確認

今後の売上について3つのケースを想定し、「存続（建替え）・現在地（大宮第一公園内）」、「存続（建替え）・他の場所（移転）」、「廃止（西武園一場体制）」のそれぞれのパターンについて30年間のライフ・サイクル・コストを確認した。

なお、現時点で整備手法が不明のため、存続（建替え）の場合の整備費用等は現在の  
大宮双輪場の整備手法である県資金による整備での試算としている。

いずれの売上のケースでも「存続（建替え）・現在地（大宮第一公園内）」の収益が最も高くなったが、「廃止（西武園一場体制）」であれば、新たな建設費用や土地取得費用が発生しないため、競輪事業継続のリスクは最小限に抑えられると考えられる。

また、「存続（建替え）・他の場所（移転）」では、新たな土地取得費用を見込んでいるが、既存の県有地などであればこの費用は発生せず、収益はさらに増加すると考えられる。

① ケース A (売上が令和 12 年度まで 2.6%増加し、令和 13 年度以降横ばい)

【単位：億円】

ケースA	包括委託				その他 収入	県収益 計	建設費用 土地取得費用	その他 費用	整備費用等 計	競輪事業 収益	1年あたりの 収益
	収入	支出		県収益							
		開催 経費	包括 委託料								
存続(建替え)・ 現在地(大宮第一公園内)	21,433	19,701	1,050	682	6	688	97	59	156	532	<b>17.7</b>
存続(建替え)・ 他の場所(移転)							197	50	247	441	14.7
廃止 (西武園 1 場体制)	10,526	9,795	631	100	3	103	0	0	0	103	3.4

② ケース B (売上が令和 12 年度まで 2.6%増加し、令和 13 年度以降 1.5%減少)

【単位：億円】

ケースB	包括委託				その他 収入	県収益 計	建設費用 土地取得費用	その他 費用	整備費用等 計	競輪事業 収益	1年あたりの 収益
	収入	支出		県収益							
		開催 経費	包括 委託料								
存続(建替え)・ 現在地(大宮第一公園内)	17,540	16,202	987	351	6	357	97	59	156	201	<b>6.7</b>
存続(建替え)・ 他の場所(移転)							197	50	247	110	3.7
廃止 (西武園 1 場体制)	8,590	8,041	469	79	3	82	0	0	0	82	2.7

③ケースC（売上が令和7年度まで直近増加率で増加し、令和12年度まで横ばい、令和13年度以降3.3%減少）

【単位：億円】

ケースC	包括委託				その他 収入	県収益 計	建設費用 土地取得費用	その他 費用	整備費用等 計	競輪事業 収益	1年あたりの 収益
	収入	支出		県収益							
		開催 経費	包括 委託料								
存続(建替え)・ 現在地(大宮第一公園内)	13,421	12,491	738	192	6	198	97	59	156	42	1.4
存続(建替え)・ 他の場所(移転)							197	50	247	▲49	▲1.6
廃止 (西武園1場体制)	6,570	6,208	347	16	3	19	0	0	0	19	0.6

(3) 関係者への意見聴取

①競輪関係者の主な意見

- ・日本競輪選手会埼玉支部所属選手のうち80名近くの選手が大宮で練習しており、西武園競輪場と比べると大宮が圧倒的に多く、競輪選手の練習は競輪開催時やアマチュアの練習時を除いて年間170日程度となっている。
- ・埼玉県は競輪だけでなく高校生と成年を含めたアマチュアの自転車競技連盟の登録者が日本で1番を誇っており、大宮双輪場は立地が良く全国でも自転車競技がとて盛んに行われている場所である。
- ・埼玉県とさいたま市は自転車に関連したまちづくりを推進している中で、更なる自転車の普及や振興、そして自転車競技と競輪の明るい未来のためにも、新しい双輪場として生まれ変わることを願っている。

②自転車競技関係者の主な意見

- ・高校生の練習は土日に行うと、参加者は普段60名から80名になり、レースが近くなると100名近くになる。
- ・廃止ということになると、生徒達の練習場所が失われて、競技人口が減る可能性がある。
- ・カントのついた競技場で練習できないと生徒達は実際の大会やレースで危険を伴う状態になってくる。安全面も考えると必ず練習する場所が必要である。

③地元関係者の主な意見

- ・一場体制は望んでいない。仮に一場体制にするなら、大宮は残してもらいたい。大宮は交通の利便性があり、これから先のポテンシャルもある。
- ・建替えにあたっては、オリンピック種目などができる複合施設とし、可能であるならばドーム型の全天候型が望ましい。さらに災害時の対策拠点となるような施設にしてほしい。

- ・昔は周辺環境が悪く問題があったが、現在は概ね解決しており問題はない。競輪場から離れた地区の自治会長と話しても問題はないとのことだった。
- ・競輪は他のスポーツと比べてイメージが悪い部分があるので、他のスポーツでの事例も参考にイメージアップを図っていかなくてはならない。

## 4. 委員会の意見

---

大宮双輪場の今後のあり方に関して、各委員からは主に以下のような意見があった。

- 競輪事業を行う上で、将来にわたり財政貢献がどの程度見込めるのかが重要であり、自転車競技場として自転車振興をどう考えていくかという点も大切である。
- 現在地であれば、現在の施設からコンパクト化し公園内の他の施設と融合を図り、他のスポーツができる施設や文化教養施設、カフェ・レストランなどの休憩施設を持つ複合施設として付加価値のある施設とする必要があると考える。また、地震や水害など頻発する自然災害に対する防災機能を備えることも必要と考える。
- 大宮スーパー・ボールパーク構想との総合的な調整の中で第二公園に移すという案もあるのではないかと。
  
- インターネットでの車券購入が増えているため、現状と同じような大規模な施設を再整備するのであれば現在地になくてもよいのではないかと。
- 複合施設として競輪専用でない施設にするなら双輪場を残してもよいかもしれない。
- 現在の双輪場は多くの高校生等が利用していることから、仮に移転するのであれば学生の負担を軽減するため、現在地から近い場所でなくてはならないのではないかと。
  
- 西武園競輪場は民間が所有しており、今後の経営について不確実な部分が多く、将来を考えると2場体制の継続を検討していくのがよい。大宮双輪場はスポーツ振興や子供たちの活動の場にもなっており、廃止するべきではない。
- 仮に移転するのであれば、県の全域からアクセスのしやすい場所にすることや自転車競技以外の様々なスポーツが楽しめ、県民が遊べる公園としての機能が備わっているなど複合的な施設にすることを考えていくべきである。
- 再整備をするのであれば、観客席を少なくするなどして建設費を抑えるという視点だけではなく、他の施設との差別化を図りながら女性や若者、ファミリー層などの利用者が使いやすいという視点も必要である。
  
- 大宮公園は非常に潜在能力が高いエリアなので、現状の双輪場よりも良い活用方法が考えられ、双輪場ありきではなく他の可能性を検討することも必要である。

○可能であれば、第二公園に移転し建替えることを検討すべきである。仮に現在地建替えとする場合、カフェやレストランなど競輪以外の要素も含めた公共に資する形態にできるのであれば存続もあり得る。

○大宮スーパー・ボールパーク構想をより良いものとするために大宮双輪場のあり方が阻害要因となつてはいけない。様々な可能性がある中で、大宮スーパー・ボールパーク構想の進捗に合わせて第二公園への移転も検討すべきではないか。

○昨今の電気料金の高騰など様々な潜在リスクを踏まえ、存廃を決定したほうがよい。

○収益だけではなく文化的価値を高める施設のアイデアを検討する余地があるのではないか。

○大宮双輪場は自転車競技場としてスタートした経緯もあり、競輪選手だけでなく学生などアマチュア選手も多く利用している。

○競輪はオリンピック種目にもなっており、競技者のレベルもどんどん上がっているため、練習場所としての利便性を確保するためにも現在地での存続を希望する。

○歴史と伝統、自転車のメッカ、県内の自転車振興、優れた立地性という観点からも双輪場は現在地にあるべきである。

○人口が減少する中で、大規模な施設を建設し競輪事業を継続できるのか懸念がある。また、競輪、自転車競技の関係者のみの意見を聞くのではなく、一般市民、地元住民の意見を広く聞くためアンケート調査やパブリックコメントを求めているかどうか。

○大宮公園は、埼玉県で最も歴史のある県営公園である。市民の憩いの場所、都市公園の中に、公営ギャンブルである競輪場があるのは異常なことだ。また競輪場と公立の中学校が隣接していることも問題である。そのため、大宮双輪場を他の県営公園や土地の安いどこか別の場所に移転して2場体制を継続することで、引き続き収益の確保や自転車競技振興に貢献できると考える。さらには地元に住む者として現在地を双輪場以外の利用形態とすることで大宮公園の価値向上にも繋がると考える。

○競輪場と最も親和性があるのは陸上競技場だと考えており、陸上競技場の周囲に500メートルのバンクを設置し活用することで効率的な土地の使用方法になるのではないか。

上記の様々な意見を受けて、改めて「3. 検討方法」の結果を踏まえ本委員会で議論して取りまとめた意見は以下のとおりである。

#### (1) 存廃について

大宮双輪場は、近年の競輪売上が非常に好調であり、本県自転車競技振興の拠点としても機能している。また、民間が所有している西武園競輪場は同じく競輪売上が好調である一方、直近の大規模改修から約30年が経過しており、今後の維持管理・運営については大きな検討課題となることが想定される。

こうした状況の中、長期間においても安定的に競輪事業で収益を上げることが可能と考えられることから、埼玉県が全国の施行者の中でも唯一、2か所で競輪を開催しているメリットを引き続き最大限に生かすことで高い売上と収益が見込まれ、超少子高齢社会において県財政の厳しさが見込まれる中で、県財政への貢献が期待できる。

加えて、今後大規模な修繕が必要と考えられる西武園競輪場だけでは県営競輪事業の継続に支障をきたすおそれがあること、さらに大宮双輪場が廃止となるとプロ・アマ問わず練習拠点が喪失し自転車競技振興に大きな支障が見込まれることから、現状の2場体制のメリットを最大限に生かすことが望ましい。

#### (2) 建替え場所について

大宮双輪場は現在、大宮第一公園に位置しており、大宮スーパー・ボールパーク構想の一環として計画的かつ早期の再整備が期待できること、大宮第一公園の賑わい創出への貢献や他の施設との融合が期待できること、本委員会におけるヒアリングでは地元関係者が現在地での継続を理解していること、新たな土地取得費用が不要であること、仮に移転となると自転車競技振興への支障や移転地確保において周辺住民の理解を得るのに長い時間を要する懸念があることなどから、現在地での再整備が合理的である。

ただし、大宮スーパー・ボールパーク構想については、今後基本計画が策定される見込みであり、隣接する野球場やサッカー場等がどのような形で整備がなされるか現時点で全体像がはっきりしていないため、基本計画の検討状況次第では大宮双輪場の建替え場所を大宮第二公園とすることも考えられる。

一方、当委員会において、大宮第一公園の利便性などを踏まえ双輪場以外の利用形態の方が公園としての価値向上が図られるなどの考えから、現在地での建替えについて反対の意見もあった。

そこで、こうした意見があることを率直に受け止めるとともに都市公園法では競輪専用の施設では公園施設として認められないことから、周辺地域の声をしっかりと聞いて、競輪も開催可能な多目的な施設として公園利用者に広く理解を得ながら、大宮公園の魅力向上を図り、賑わいを創出して地域の活性化を促進する施設となることが望まれる。

### (3) 建替施設の整備について

いずれの場所においても建替えに際しては、以下の点に留意し検討することを求める。

- 競輪だけではなく様々な自転車競技の更なる普及・振興や自転車文化の醸成などに資する施設とすること。また、女性・若者・ファミリー層を含めた公園利用者や地域住民など広く県民に資する施設とすること。
- 周囲の公園施設との融合や競走路内側の利用など施設の有効活用を検討すること。
- 現在の大宮双輪場のような大規模な施設ではなく、今後の競輪事業の動向を見極めコンパクトで適切な規模にするとともに、利用者にとっても使いやすい施設とすること。
- 複数のスポーツが楽しめ、快適に飲食できる休憩機能を備えるなど、多目的な機能を持ち公園の賑わいを創出する施設とすること。
- 近年の激甚化・頻発化する自然災害等への備えとして、防災機能を付加することも検討すること。

## 5. おわりに

---

競輪事業を行う以上、より多くの収益を上げて県財政に貢献することが求められるが、その前提として、地域の理解を得ながら地域と共存し競輪事業を行っていくことが何よりも重要である。

そのため、県として再整備を進めていく際には、地域や民間事業者等の意見を幅広く聴取し、先進の再整備事例も参考にしながら大宮公園の魅力向上を図り、賑わいを創出して地域の活性化に貢献するなど、地域が誇れる施設とすることが必要である。また、民間活用の手法などを詳細に分析し、最適な経費で最大の効果を発揮できるように努めなければならない。

加えて、再整備の完了までには時間を要することから、その間、包括業務委託契約の見直し等による更なる収益の増加を図るとともに、地域と調和のとれた施設とするための取組を積極的に進めていくことが必要である。

## 6. 検討の経緯

---

○第8回検討委員会（令和5年9月14日）

大宮スーパー・ボールパーク構想の確認、検討方法の整理、最近の競輪場再整備事例の確認

○第9回検討委員会（令和6年1月22日）

検討パターンの整理、パターン別のメリット・デメリットの整理、民間資金・ノウハウ活用事例の整理、大宮双輪場関係者へのヒアリング

○第10回検討委員会（令和6年9月24日）

委託調査の結果に基づくパターン別のメリット・デメリットの確認、ライフ・サイクル・コスト分析結果の確認

○第11回検討委員会（令和6年10月24日）

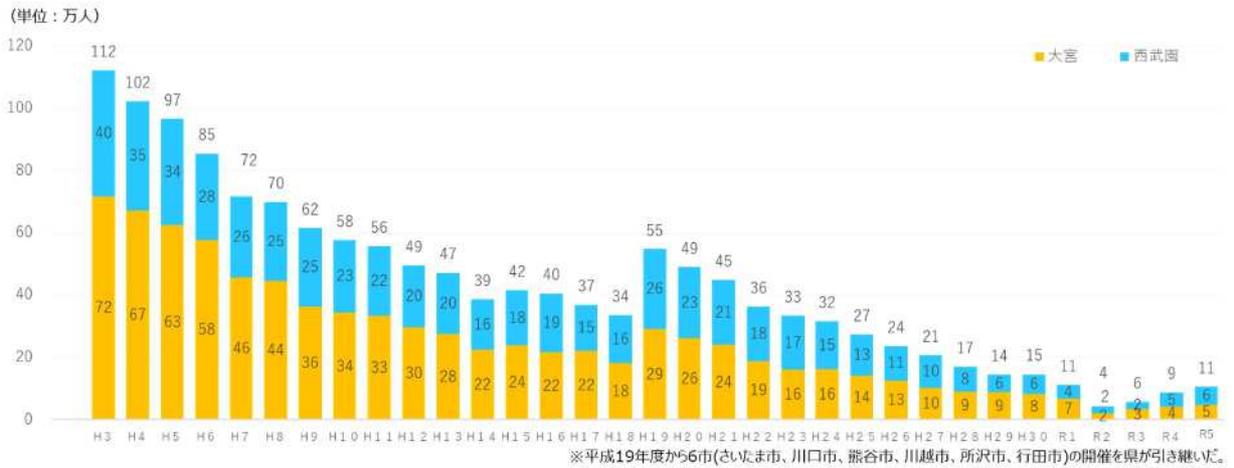
意見の整理

○第12回検討委員会（令和6年11月19日）

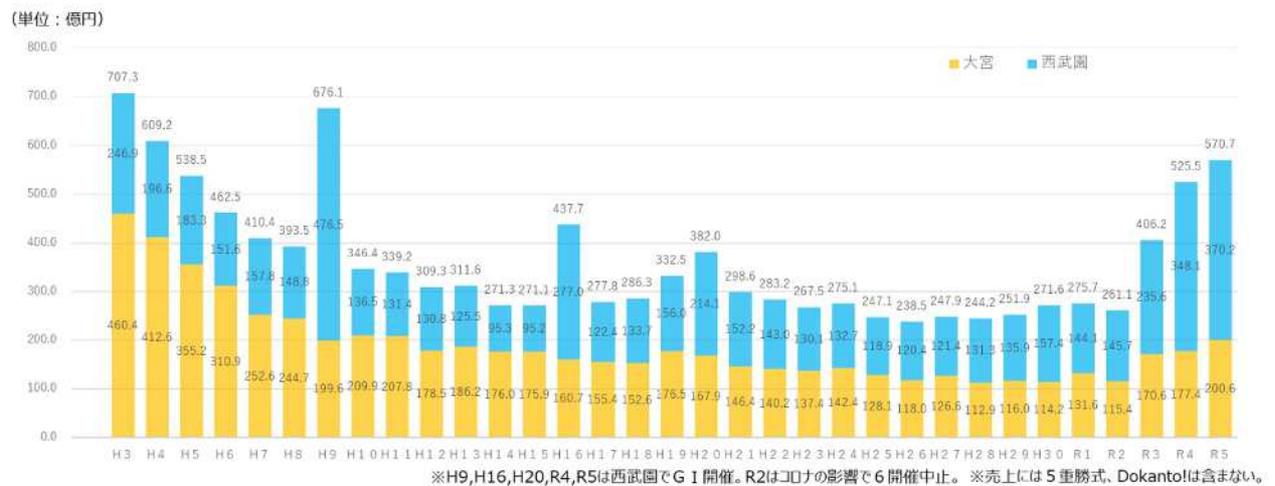
意見の取りまとめ

## 7. 付属資料

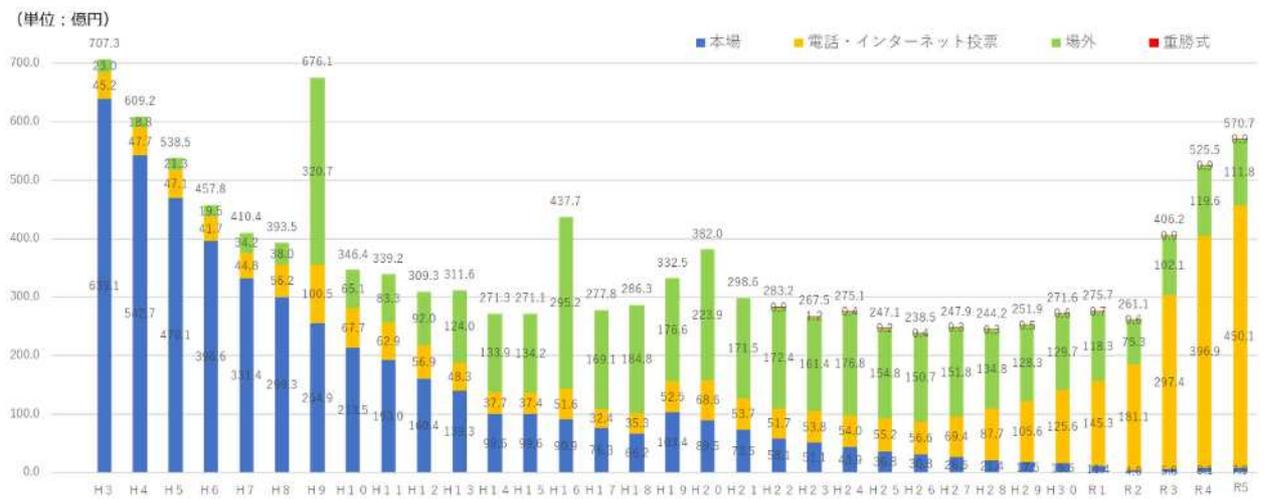
### (1) 入場者数の推移



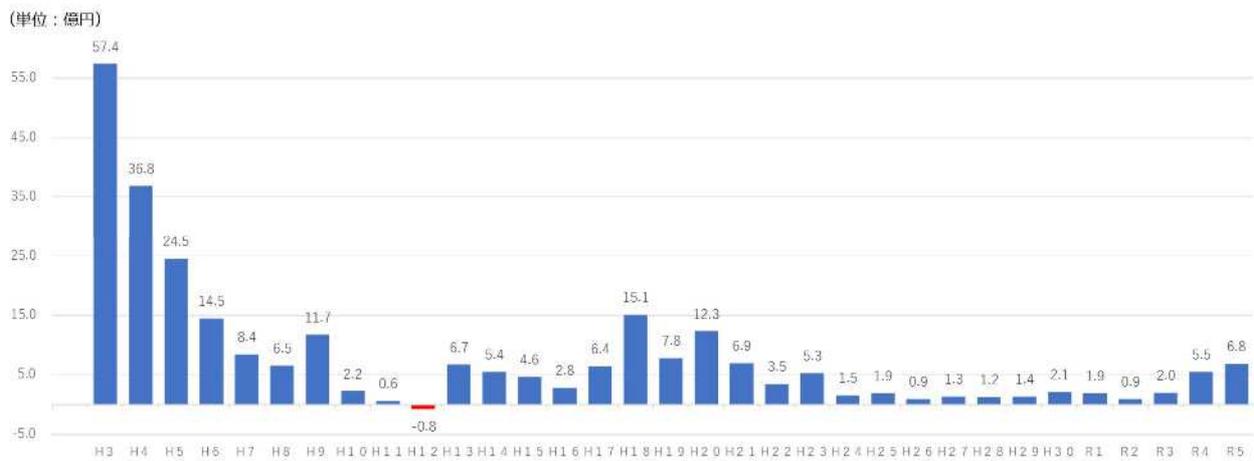
### (2) 売上の推移



### (3) チャネル別売上の推移



### (4) 競輪事業収益の推移



(5) パターンごとのメリット・デメリット

①現在地建替えの場合

検討視点	メリット	デメリット
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 場体制により高い売上・収益の実現</li> <li>大宮で特別競輪等が開催でき、高い売上・収益の実現</li> <li>計画的かつ早期の再整備が可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備費の負担により、一般会計への繰出に影響</li> </ul>
施設整備	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地取得コスト不要で少ない事業費で整備可能</li> </ul> <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の意向による施設整備が可能</li> <li>施設改善等が県主体で実施可能</li> <li>整備手法（DB・DBO）により民間の創意工夫も反映可能</li> </ul> <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備費の負担が分散され、一時的な財政負担が軽減</li> <li>民間の創意工夫がより反映可能</li> </ul> <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県による施設管理が不要</li> </ul>	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大宮スーパー・ボールパーク構想との関連性により整備に制約が生じる可能性</li> <li>競輪専用の施設では公園施設として認められず、都市公園法に適合する施設とする必要</li> </ul> <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備費が一時的に増加</li> </ul> <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間の資金調達費用が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な委託料等が発生</li> <li>資金調達した民間事業者の倒産等のリスク</li> <li>施設改善等に県の意見が反映されにくい懸念</li> </ul> <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え、固定資産税等が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な委託料等が発生</li> </ul>
自転車競技者	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設による設備向上で、競技者の練習環境が向上</li> <li>交通アクセスが良好で県内外の競技者から見た魅力が向上</li> </ul>	
公園利用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>多目的施設としてカフェ・レストラン・ジムなどを併設することで公園自体の魅力向上に寄与</li> <li>競輪開催に合わせたイベント実施等による集客で公園全体の賑わい創出に寄与</li> </ul>	
周辺環境・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連事業者の取引・雇用が維持可能</li> <li>来場者等の消費による経済効果が維持可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活環境への懸念が継続</li> </ul>

## ②移転の場合

検討視点	メリット	デメリット
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>2場体制により高い売上・収益の実現</li> <li>新たな競輪場でも特別競輪等が開催でき、より高い売上・収益の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設整備費の負担により、一般会計への繰出に影響</li> <li>多額の土地取得費用が見込まれ、事業収益に大きく影響する懸念</li> <li>移転には国の許可が必要で、そのプロセスとして公聴会での意見聴取等があり事業実施まで時間がかかる懸念</li> </ul>
施設整備	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>移転地によっては施設の規模等への制約がなく競輪専用施設での整備ができる可能性</li> </ul> <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県の意向による施設整備が可能</li> <li>施設改善等が県主体で実施可能</li> <li>整備手法（DB・DBO）により民間の創意工夫も反映可能</li> </ul> <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備費の負担が分散され、一時的な財政負担が軽減</li> <li>民間の創意工夫がより反映可能</li> </ul> <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県による施設管理が不要</li> </ul>	<p>【共通事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適切な移転地の確保には時間がかかり、再整備が進まない懸念（最悪中止）</li> </ul> <p>【県資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>整備費が一時的に増加</li> </ul> <p>【民間資金を活用した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間の資金調達費用が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な包括委託料等が発生</li> <li>資金調達した民間事業者の倒産等のリスク</li> <li>施設改善等に県の意見が反映されにくい懸念</li> </ul> <p>【民間資金を活用し、民間が施設を所有した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記に加え、固定資産税等が発生し総事業費が増加するため、長期間に渡り高額な包括委託料等が発生</li> </ul>
自転車競技者	<ul style="list-style-type: none"> <li>新設による設備向上で、競技者の練習環境が向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転地によっては競技者の利便性が低下</li> </ul>
周辺環境・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>移転地における関連事業者の取引・雇用に創出</li> <li>移転地における来場者等の消費による経済効果を創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>候補地の周辺住民の理解を得るのに時間がかかる懸念</li> <li>大宮公園周辺地域における関連事業者の取引・雇用が消失</li> <li>大宮公園周辺地域における来場者等の消費による経済効果が消失</li> </ul>

### ③廃止の場合

検討視点	メリット	デメリット
事業継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>競輪場整備費用が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上・収益が大きく減少し一般会計への繰出に影響</li> <li>包括委託料や場使用料の見直し、西武園競輪場の老朽化等、収益悪化につながる要素が懸念</li> </ul>
施設整備		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の補修や更新が県の意思で行うことができない懸念</li> <li>施設所有者の経営判断に事業継続が左右される懸念</li> </ul>
自転車競技者		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設減少による練習拠点の消失、老朽化により競技者の利便性が低下</li> </ul>
周辺環境・雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺環境への懸念が解消</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大宮公園周辺地域における関連事業者の取引・雇用が消失</li> <li>大宮公園周辺地域における来場者等の消費による経済効果が消失</li> </ul>

## (6) 検討委員会設置要綱など

### 埼玉県競輪事業検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 埼玉県が実施する競輪事業の今後の展開について検討するため、埼玉県競輪事業検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の内容について検討する。

- (1) 競輪事業の経営に関すること
- (2) 競輪事業の活性化に関すること
- (3) 競輪のイメージアップに関すること
- (4) 包括民間委託に関すること
- (5) その他、競輪事業の今後の展開に関し必要と認める事項に関すること

#### (構成員)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が就任依頼する。

- (1) 学識経験者
  - (2) 企業関係者
  - (3) スポーツ団体関係者
  - (4) 地元関係者
  - (5) 行政関係者
- 2 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 副委員長は、委員のうちから委員長が指名し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、主宰する。

- 2 委員会は、原則公開とする。ただし、委員会が公開しない旨を決定したときは、この限りではない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、埼玉県総務部県営競技事務所において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、本要綱施行日から令和9年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

埼玉県競輪事業検討委員会 委員名簿

氏名	所属等
委員長 岩崎 康夫	一般財団法人さいたま住宅検査センター 会長 (元埼玉県副知事)
岡村 春香	埼玉画廊((有)エスパス・ミュウ) 専務取締役
副委員長 小川 千恵子	小川公認会計士事務所 公認会計士
栗原 千亜希	大宮パートナーズ法律事務所 弁護士
小沼 航士	大宮アルディージャ 事業本部 社会連携担当課長
中村 司	公益財団法人JK A 企画戦略部 企画課長
東角井 真臣	武蔵一宮氷川神社 権宮司

(五十音順、敬称略)